

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

別表第2に次のように加える。

熊本市植木駅自転車駐車場	熊本市北区植木町荻迫62番地8
--------------	-----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提出理由)

植木駅自転車駐車場を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。